

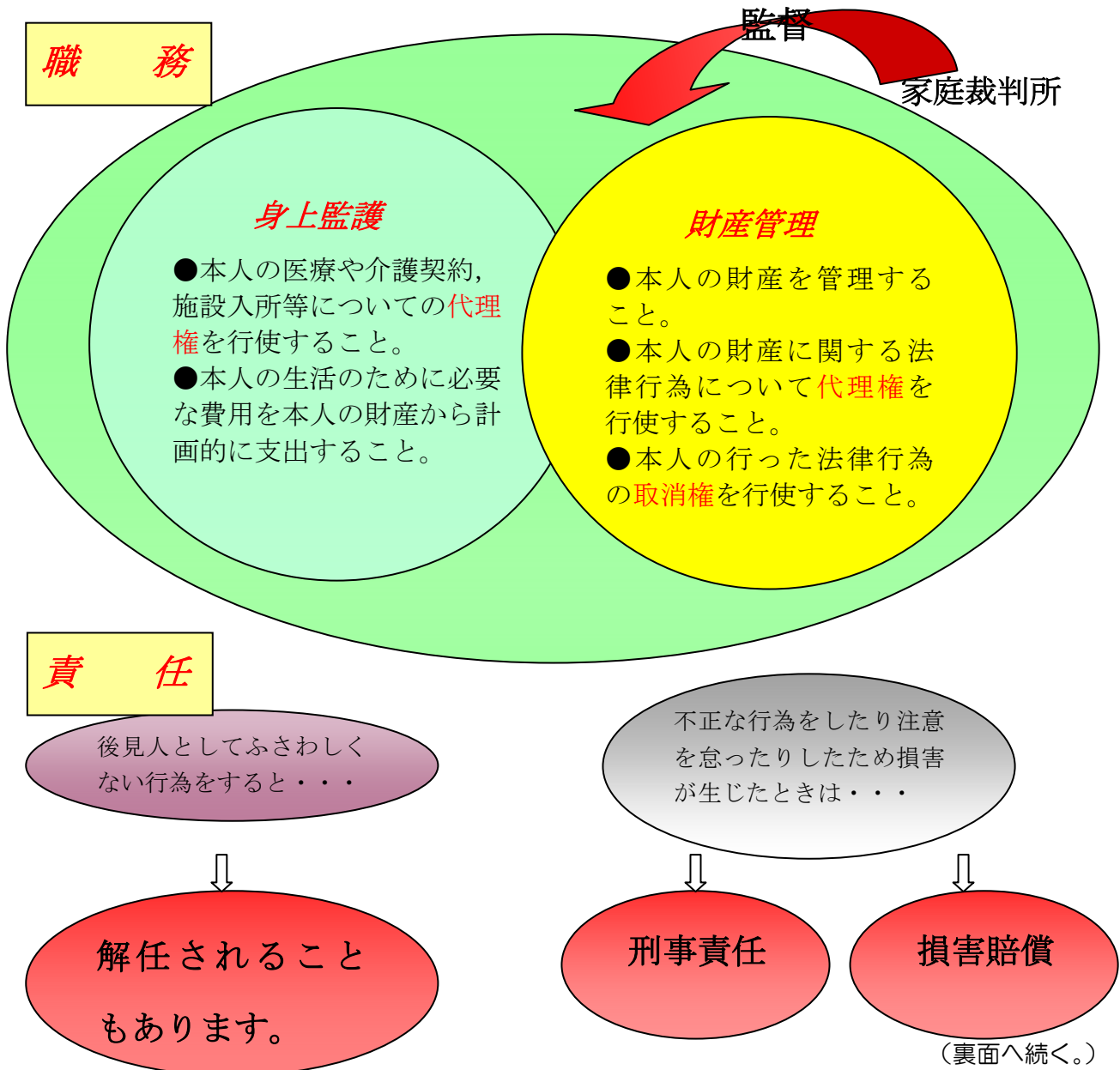
成年後見人の職務と責任について

～申立人及び成年後見人候補者の方へ～

長野家庭裁判所

家庭裁判所から選任された成年後見人（以下、「後見人」といいます。）は、成年被後見人（以下、「本人」といいます。）の意思を尊重して、その心身の状態や生活状況に配慮しながら、次のような職務を行い、その責任を負います。

なお、家庭裁判所は、申立人やその他の関係者から推薦された方にとらわれずに、いろいろな事情を考慮して、適任と思われる方を後見人に選任します。



● 身上監護

- 1 本人の財産・収入を把握し、年金や医療費、税金などの決まった支出の概算をし、療養看護の計画を立てる必要があります。後見人の選任後、**収支予定表**を作成し、**1か月程度を目安**に家庭裁判所に提出します。
- 2 本人の療養看護は長期にわたることもありますので、中長期的展望に立って、最善の療養看護ができるように計画し、実行します。

● 財産管理

- 1 後見人の選任後、速やかに本人の財産を調査し、その上で、1か月程度を目安に家庭裁判所に財産目録を提出します。
- 2 本人の財産に損害を与えないように安全な方法で管理します。
- 3 本人の財産から支出できるものは、基本的には本人の生活費、身上監護に関する費用及び財産管理に関する費用です。
- 4 本人の収入・支出について、金銭出納帳を付け、領収書等の資料を保管します。
- 5 本人の財産を自己の財産や第三者の財産と混同してはいけません。また、本人名義の財産を自己の名義に変えることもできません。
- 6 本人居住用の不動産について、売却・賃貸・抵当権の設定などの処分をするときは、事前に家庭裁判所に「**居住用不動産の処分の許可**」の申立てをする必要があります。
- 7 本人と後見人がお互いに遺産分割協議や賃貸借の当事者になるなど、利益が相反するときは、事前に家庭裁判所に「**特別代理人選任**」の申立てをする必要があります。

● 家庭裁判所等の監督

家庭裁判所は、本人の利益が十分に保護されているかという観点から、後見人の職務を監督します。

- 1 家庭裁判所は、後見人に対し、定期的あるいは随時、後見の事務に関し報告を求めたり調査をしたりしています。また、家庭裁判所が選任した成年後見監督人がこれを行うことがあります。したがって、日ごろからそれに備えておく必要があります。
- 2 本人の生活状況の大きな変動（入院、転居等）、大きな財産分与、高額の物品の購入、遺産分割協議などがある場合は、事前に家庭裁判所に連絡し、指示を受けることになります。

● 本人に対する責任

後見人としてふさわしくない行為があったときには、解任されることもあります。また、**不正な行為をしたり注意を怠ったりしたため損害が生じたときは、刑事責任（懲役刑等）を問われたり損害賠償を求められることがあります。**

※後見人が本人の親族でも責任を減免されることはありません。

● 後見人の任務の終了

後見人の任務は、辞任又は解任、後見開始の審判の取消し、本人の死亡などにより終了します。これらの事情が生じたときは、2か月程度を目安に財産管理の計算を行う必要があります。また、管理していた本人の財産を、新しい後見人、または、本人もしくはその相続人に引き渡さなければなりません。なお、本人が死亡したときは、これを速やかに家庭裁判所に報告する必要があります。

● 後見人の報酬

後見の事務に対する報酬は、家庭裁判所がこれを付与する旨の審判があったときにはじめて認められます。報酬を得たいときは、家庭裁判所に「**報酬付与**」の申立てをする必要があります。審判があるまでは勝手に本人の財産から差し引くことはできません。

以上